平成２３年（フ）第５４号
宮城県角田市岡字駅前南11番地13―201号
債務者　森谷たか子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第５６号
宮城県角田市横倉字山崎45番地　横倉住宅65号
債務者　咲間　宣子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４４号
宮城県石巻市渡波字黄金浜92番地５
債務者　千葉はつ子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
秋田市土崎港中央６丁目４番６号
債務者　菅原　綾子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６号
秋田市御所野下堤１丁目３番４号
債務者　菊池イナ子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９８号
秋田市楢山登町12番65号　ノーベル登町201
債務者　佐々木裕美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９９号
秋田市新屋元町１番３号　フレグランス元町101号
債務者　松井　　恵
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２００号
秋田市寺内字三千刈307番地
債務者　平　　正範
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９６号
茨城県取手市桜が丘３丁目14番６号
債務者　長堀　美鈴
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
茨城県龍ケ崎市小柴３丁目９番地７、前住所茨城県取手市井野台３丁目３番１―106号
債務者　海老原美佐子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
茨城県龍ケ崎市小柴３丁目９番地７、前住所茨城県取手市井野団地４番４―503号
債務者　大塚紀久子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
茨城県龍ケ崎市出し山町96番地２、前住所茨城県龍ケ崎市4828番地
債務者　笹木沙緒里
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
茨城県牛久市中央２丁目10番地５、住民票上の住所茨城県牛久市神谷１丁目37番地10
債務者　相原　純一
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
茨城県守谷市百合ケ丘１丁目2050番地の323
債務者　松山千津子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
新潟市北区松浜６丁目１番地18　アカシヤ荘36号、前住所新潟市北区新元島町3920番地45
債務者　井村美代子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６６号
新潟市中央区附船町３丁目4060番地５
債務者　臼井　千春
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７５号
新潟市東区新石山３丁目17番地１　えりか302
債務者　山賀　和子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部